平成２８年（フ）第２４７号
福岡県久留米市南２丁目13番４－301号
債務者　北原　義満
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津村　哲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３３号
松江市西持田町176番地
債務者　田中　知子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
函館市中島町28番２号
債務者　渋谷　信樹
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
愛知県岡崎市城南町３丁目１番地５　城南ハイツ　Ｂ
債務者　山本　一夫
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５号
愛知県岡崎市城南町３丁目１番地５　城南ハイツ　Ｂ
債務者　山本さとみ
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７号
愛知県安城市安城町若宮49番地１　エクセルグランデ南安城202
債務者　栗山　夕穂（旧姓須賀）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
宮城県東松島市矢本字下浦191番地　市営下浦住宅１号棟18号室、前住所宮城県東松島市矢本字上河戸144番地５　菅原住宅
債務者　武山由紀子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第４４８号
静岡県伊豆の国市田京87番地の１　グランメール　206号、前住所静岡県伊豆の国市三福471番地の６
債務者　木津　英敏
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
静岡県三島市旭ヶ丘32番１号　ウィスタリアヒルズ305
債務者　田中　葉子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
岡山県都窪郡早島町早島1630番地２　佐藤アパートＡ－２
債務者　渡邉　紀子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１６８１号
さいたま市桜区西堀８丁目17番22―201号
債務者　増岡　清光
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２１号
さいたま市桜区西堀７丁目４番12号　ヨウコースクウェア中浦和105号
債務者　小林　俊也
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端１丁目10番14号
債務者　田中タエ子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
埼玉県深谷市武蔵野2262番地１　メゾネット・トーリンＤ棟
債務者　大沢基子こと　金　　基子（ＫＩＭ　ＫＩ　ＪＡ）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２号
埼玉県東松山市神明町１丁目15番46号　レジデンスコトミ206
債務者　坂田恵美子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１３０５号
千葉市美浜区高浜１丁目14番７棟113号
債務者　小山ユカリ（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係